

8月25日  
から

始まります

# 住民基本台帳ネットワークシステム 第2次サービス

## 住民基本台帳カードの交付を開始

広報つやま7月号であらましをお知らせした「住民基本台帳カード（ICカード）」を希望する人に交付します。交付手数料は1件につき500円です。カードは「写真付き」と「写真なし」の2種類があります。

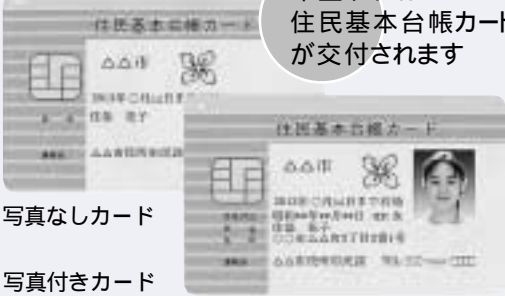
写真付きカード（公的身分証明書として使用できます）を希望する人は、申請のときに写真を1枚持参してください。

カードには暗証番号（4桁の数字）が登録されます

暗証番号は原則として自分で入力していただきます。

### イメージ図

希望すれば  
住民基本台帳カード  
が交付されます



写真なしカード

写真付きカード

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

写真の規格（パスポート用の写真と同じ）縦4.5cm×横3.5cm。6か月以内に撮影したもの。カラー、白黒どちらでも可。裏面に氏名を記入

### 代理人が申請する場合

申請の委任状と代理人の身分証明書が必要です。通知書兼照会書を本人あてに郵送します。回答書と印鑑を本人が持参してください。カードの受け取りは原則として本人に限ります。代理人が受け取る場合は代理人の身分証明書と受領の委任状、診断書など本人の来庁が困難なことを証明するものが必要です。法定代理人に申請手続きをしていただきます。法定代理人の身分証明書が必要です

### 本人が申請する場合

身分証明書を持参するとき 即日発行できます  
身分証明書を持参していないとき 通知書兼照会書を住所地へ郵送します。回答書と印鑑を持参してください  
(身分証明書、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真があるもの)

### 住民基本台帳カードの交付申請の方法（印鑑が必要です。認め印で可）

#### 転入転出手続きの簡素化を開始

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで市区町村の窓口に行くのは、転入時1回だけで済みます。

#### 住民票の写しの広域交付を開始

全国どこの市区町村でも住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）を取ることができ。ただし、他の世帯のものは取れません（手数料は市区町村によって異なります。津山市の場合は1件300円）  
交付申請に必要なもの

住民基本台帳カードまたは運転免許証などの身分証明書が必要です。

住民基本台帳ネットワークシステムの全国共通の運用時間は午前9時から午後5時です。そのため、申請の時間帯によっては即日交付できない場合があります。また、金曜日の夜間延長窓口（午後5時から午後7時）では、住民基本台帳ネットワークシステムの事務の取り扱いは行いません

お問い合わせは、市民課（市役所1階3番窓口）☎32・2052へどうぞ。